

# **少子化問題への対応の変遷**

# 政府における少子化問題への対応の考え方の変遷

平成 2 年

「1. 5 フショック」＝少子化の認識が一般化

子育てと仕事の両立支援などの子どもを生み育てやすい環境の整備

平成 3 年

『出生率の動向』を踏まえた対策

「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」  
(健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議)

拡充

平成 9 年

人口推計（平成 9 年 1 月）の公表（出生率予測：1.80 → 1.61）

平成 9 年

『少子化への対応の必要性』に基づく対策

- ・「少子化に関する基本的な考え方について」  
(厚生省人口問題審議会)
- ・「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために  
(提言)」  
(少子化への対応を考える有識者会議)

平成 10 年

『総合的な少子化対策』

平成 11 年

・「少子化対策推進基本方針」  
(少子化対策推進関係閣僚会議)

拡充

平成 12 年

・「国民的な広がりのある取組みの推進について」  
(少子化への対応を推進する国民会議)

新エンゼルプランの策定

平成 14 年

新人口推計（平成 14 年 1 月）の公表

（出生率予測：1.61 → 1.39）

平成 14 年

『少子化の流れを変える』ためのもう一段の対策（次世代育成支援対策）の推進

平成 15 年

- ・少子化社会を考える懇談会取りまとめ
- ・少子化対策プラスワン

従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、以下の 4 つの柱に沿った取組を推進

- ①男性を含めた働き方の見直し、
- ②地域における子育て支援、
- ③社会保障における次世代支援、
- ④子供の社会性の向上や自立の促進

- ・「次世代育成支援対策推進法案」等の国会提出
- ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」  
(少子化対策推進関係閣僚会議)

## 少子化の要因と少子化への対応の基本的な考え方

(※ 平成9年人口問題審議会「少子化に関する基本的な考え方」より作成)

### 1. 少子化の要因

- 少子化の主な要因は、以下の2点

- 1) 未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）
- 2) 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き

- 上記要因の主な理由は以下のとおり。

主な理由	未婚率の上昇	夫婦平均出生児数と理想の子ども数との開き
①個人の結婚観、価値観の変化 ・ 女性の経済力の向上、世間のこだわりの減少 等	○	—
②親から自立して結婚生活を営むことへのためらい ・ 親との同居の下での快適な生活 ・ 結婚前の生活水準の維持	○	—
③育児の負担感、仕事との両立の負担感 ・ 固定的な雇用慣行と企業風土 ・ 固定的な男女の役割分業 ・ 母親の孤立やそれに伴う孤独感や不安感 ・ 長時間通勤等の勤務形態 ・ 利用しやすい育児サービスがないこと	○	○
④結婚や子育てを選択したことによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益が増加していること	○	○
⑤教育費をはじめとする子育てに関する直接的費用の増加	○	○
⑥子どものよりよい生活への願望 ・ 教育にお金をかけたり、不動産を相続させるためには、子ども数が少ない方が良いと考えること	—	○
⑦不妊による場合、高齢出産への不安	—	○

### 2. 少子化への対応の基本的な考え方

個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くこと

# 少子化の要因への対応を巡る議論

(※ 平成9年人口問題審議会「少子化に関する基本的な考え方」より作成)

## ① 少子化の要因への対応はすべきでないとする考え方とそれに対する反論

ア) 結婚するしない、生む生まないは個人が決めるべき問題

→ 「個人が結婚し子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、これを妨げている要因を除去すること」の必要性までを否定するものではない。

イ) 地球規模では人口が増加していることを考えると、日本の少子化はむしろ望ましい

→ 人口増加を目指すのではなく、著しい人口減少社会になることを避けるようするのであれば、批判を受けるようなことではない。

ウ) 結婚や出産という個人的な問題への対応の効果はあまり期待できない

→ 北欧諸国の例などからも、個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことができれば、その結果としての出生率の回復への効果は一定程度期待できる。

## ② 少子化の要因への対応をすべきとの考え方

個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことができれば、それは、個人にとっても望ましく、結果的に著しい人口減少社会になることを避けることが期待されるという意味で社会にとっても望ましい。

## 【その他の議論】

### ① 子どもを育てるについての社会的責任

子どもを育てるなどを私的な責任（家族の責任）としてだけ捉えるのではなく、社会的な責任であるとの考え方をより深めるべきである。

この考え方には、子育ては親の責任であるという基本をゆるがせにすることにつながるという意見もあり、今後、国民的な議論を更に深めていく必要がある。

### ② 少子化の要因への対応に当たっての留意事項

- ・ 子どもを持つ意志のない者、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことがあってはならないこと。
- ・ 国民のあらゆる層によって論じられるべきであること。
- ・ 性別による偏向が生じないようにすること。例えば、女性は当然家庭にいるべき存在といった認識に立たないこと。
- ・ 優生学的見地に立って人口を論じてはならないこと。

### ③ 少子化の要因への対応と外国人の受入れとの関係

外国人の受入れの是非についての方針をまず明確化すべきではないか、とする意見がある。

しかしながら、出生率の低下を補完できるほどの急速かつ大規模な外国人の受入れは現実的でないのみならず、我が国の方針により、外国人の受入れを所与の前提として政策を論じることは適当ではない。

# 『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために（提言）』の概要

（平成10年12月21日少子化への対応を考える有識者会議）

## はじめに

- 現在、若い男女にとって、家庭を築き、子どもを育てていく喜びや楽しさを経験することを困難にする要因があり、これを取り除いていく環境整備が必要
- 次世代の社会を担う子どもがのびのびと成長していくけるよう、子育てを社会全体で支援

（基本的な留意点）

- 結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるものであり、社会が個人に押し付けない。
- 少子化が進めば、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力低下が懸念され、将来の国民に深刻な影響を及ぼす。安易な楽観論はふさわしくない。
- 出生率上昇のためには女性が家庭に戻れば良いとするのは現実的でなく、男女共同参画社会の理念に反する。

## 環境整備すべき内容

### ○ 働き方に関する事項

- ・ 男女の固定的な役割分業のは是正、職場優先の企業風土のは是正
- ・ 仕事と育児の両立支援の充実
- ・ 出産・育児のため退職しても不利にならずに再就業できる労働市場の実現
- ・ 企業の育児支援を勧奨・評価する仕組みの創設

### ○ 家庭、地域、教育のあり方などに関する事項

（家庭）男女の役割分担の見直し、家事や育児への男女共同参画の推進

（地域）子育てを社会全体で支援するという国民的合意の確立。男女共同参画や子育ての大切さについての広報啓発、体験の機会の提供

（保育）多様な需要に即した保育サービスの整備、子どもの立場に立った保育の質の確保

（教育）生きる力を身につけ、経済的に自立する環境の整備

（税制等）子育ての経済的負担を社会的に支援する税制や社会保障のあり方の検討

# 『少子化対策推進基本方針』の概要

(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定)

## 第1 目的及び基本的考え方

### 1. 基本方針策定の目的

「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、策定

### 2. 基本的考え方

#### (1) 少子化の原因と背景

- ・ 出生率の低下の主な原因是晩婚化の進行等による未婚率の上昇
- ・ その背景には、仕事と子育ての両立の負担感の増大や子育ての負担感の増大。

#### (2) 少子化対策の趣旨及び基本的視点

- 少子化対策は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの
- 少子化対策の推進に当たっては、次の基本的視点に立つことが適当
  - ・ 結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること
  - ・ 男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること
  - ・ 社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること

## 第2 基本的な施策

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正
2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進
6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

## 第3 少子化対策の推進体制等

- (1) 重点施策についての具体的実施計画
- (2) その他

# 『国民的な広がりのある取組みの推進について』の概要

(平成12年4月25日少子化への対応を推進する国民会議)

## I. はじめに

少子化への対応は、家庭を持つことや希望する数の子どもを産み育てていくことを難しくするような要因を、社会全体の取組として取り除いていくことが課題

(共通認識)

- ① 結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるべきものであり、具体的な取組みとしては、安心して子育てができるような環境整備を進めるものであること
- ② 家庭や職場、地域における固定的な性別役割分業を是正し、男女共同参画社会を実現していく必要があること
- ③ すべての子育て家庭を社会全体で支援していく必要があること

## II. 具体的な取組み

- 以下の1～6の分野にわたり、
  - ・ 各団体がそれぞれ実施する取組み
  - ・ 複数の団体が連携して実施する取組み（地方レベルでも連携）
  - ・ 国民会議の名で実施する取組みといった幅広い形で推進
- その際、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに基づく政府の施策との連携にも留意
  - 1. 少子化への対応についての社会的な気運の醸成
  - 2. 子どもを産み育てやすい地域の環境整備
    - (1)保健医療の面での取組み
    - (2)地域における交流や地域の特性に応じた取組み
    - (3)地域における子育て支援と児童虐待への取組み
  - 3. 仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備
  - 4. 子育て支援サービスの拡充
  - 5. 学校や家庭における教育の推進
  - 6. 良質な住宅の普及

※ 「国民的な広がりのある取組みの推進について」の取りまとめの以後、毎年1回、国民会議を開催し、上記の1～6の分野における各団体の取組み状況についてのフォローアップ等を行っているところである。

## 政府におけるこれまでの取組

平成 2 年	6月	「1. 5 7」ショックの言葉が生まれる。
	8月	健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議（内閣官房長官決裁）発足
平成 3 年	1月	<u>関係省庁連絡会議による「健やかに子どもを生み育てる環境づくりについて」の取りまとめ</u>
平成 9 年	1月	<u>人口推計（平成 9 年 1 月推計）の発表</u>
	10月	<u>厚生労働省の人口問題審議会が「少子化に関する基本的考え方について」の取りまとめ</u>
平成 10 年	7月	少子化への対応を考える有識者会議（総理大臣決裁）発足
	12月	<u>有識者会議が「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために（提言）」の取りまとめ</u>
平成 11 年	5月	少子化対策推進関係閣僚会議（閣議口頭了解）発足
	6月	少子化への対応を推進する国民会議（総理大臣決裁）発足
	12月	<u>関係閣僚会議が「少子化対策推進基本方針」の決定</u> → 少子化への対応を考える有識者会議の提言を踏まえ、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針の策定
	12月	<u>基本方針に基づく具体的実施計画として新エンゼルプラン策定</u> (大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の 6 大臣合意)
平成 12 年	4月	国民会議が「国民的な広がりのある取組の推進について」(各団体の当面の取組) の取りまとめ
	6月	児童手当について 3 歳未満から義務教育就学前まで対象拡大
平成 13 年	1月	育児休業中の育児休業給付額の引上げ (25% → 40%)
	6月	児童手当について所得制限の緩和
	7月	<u>待機児童ゼロ作戦（閣議決定）</u> → 平成 14 年度中に 5 万人、さらに平成 16 年度までに 10 万人、計 15 万人の受入れ児童数の増
平成 14 年	1月	<u>人口推計（平成 14 年 1 月推計）の発表</u>
平成 14 年	4月	育児休業・介護休業法の改正 → 育児休業を理由とした不利益取扱の禁止、子の養育期間中の時間外労働の制限、勤務時間の短縮措置の拡充等
	4月	厚生労働省の少子化への対応を考える懇談会発足
	9月	<u>厚生労働省が少子化対策プラスワンの取りまとめ</u> → 男性を含めた働き方の見直し等もう一段の対策を提言
	12月	<u>与党 3 幹 3 政合意（児童手当の支給対象年齢等の見直しを中心とした総額 2,500 億円の少子化対策）</u>
平成 15 年	3月	<u>「次世代育成支援対策推進法案」を第 156 回国会に提出</u> <u>少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定</u>